

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	あさぎり町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.asagiri-town.net/q/aview/58/6460.html">http://www.asagiri-town.net/q/aview/58/6460.html</a>

執行機関名 あさぎり町教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	あさぎり町奨学金貸与条例(平成17年あさぎり町条例第73号)による奨学金の貸与に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		あさぎり町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第8の項 あさぎり町奨学金貸与条例(平成17年あさぎり町条例第73号)による奨学金の貸与に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法第94号)第3条	あさぎり町奨学金貸与条例(平成17年あさぎり町条例第73号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校(以下「専修学校」という。以下同じ。))の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専修学校をいう。以下同じ。))が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。))の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、高等学校、高等専門学校、大学(短期大学、大学院を含む。)、専修学校の高等課程又は専門課程(以下「学校等」という。)に在学し、又は進学する者で、勉学の意欲を有し、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付けを行い、もって将来有能な、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		あさぎり町奨学金貸与条例(平成17年あさぎり町条例第73号) あさぎり町奨学金貸与条例施行規則(平成17年あさぎり町規則第41号)